

# 一般社団法人千葉県社会福祉士会組織規程

規程第 3 号

平成 24 年 10 月 28 日制定

最新改正 平成 26 年 7 月 20 日

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、本会定款（以下「定款」という。）第 4 条に定める業務を執行するうえで事務の適正且つ能率的な遂行を図るため、必要な組織・職制を定めることを目的とする。

## 第 2 章 執行

(業務運営責任者)

第 2 条 業務運営責任者は、理事がこれにあたる。

2 前項の人事は、理事会において協議し決定する。

3 業務運営責任者の任期は、定款第 14 条に定める理事の任期に従う。

## 第 3 章 執行補助機関

(事務局)

第 3 条 前条に定める会務執行を補助する機関として、定款第 43 条に規定する事務局がこれにあたる。

(事務局運営責任者)

第 4 条 前条の事務局運営責任者は、次の者がこれを担う。

(1) 事務局長

(2) 会計担当理事

2 事務局運営責任者の任期は、定款第 14 条に定める理事の任期に従う。

## 第 4 章 地域活動支援機関

(地区)

第 5 条 本会の地域活動を支援する機関として、地区を位置づける。

(組織及び運営)

第 6 条 地区の活動及び運営に関する事項は、別に定める。

## 第 5 章 審議機関

(審議機関)

第 7 条 本会の審議機関は次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 委員会

(運営)

第 8 条 前条各号の運営に関する事項は、別に定める。

## 第 6 章 補則

(組織図)

第9条 本会の組織図は、別紙のとおりとする。

(改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。

附則

1 この規程は、平成26年 7月20日から施行する。

一般社団法人千葉県社会福祉士会組織図（規定第 3 号 組織規程別紙）

別紙参照